

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	容器検査所登録
根拠法令・条項	高圧ガス保安法 第50条 第3項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第50条第3項の規定による容器検査所の登録については、同項に該当することを登録の基準とする。
標準処理期間	12日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	